

## 回収した廃食油の精製工場と最新のごみ処理場を見に行こう

皆さんのお家から出て回収した天ぷら油は、パッカー車の燃料になります。  
パッカー車で運搬されたごみは各地のごみ処理工場で処理されます。ごみを燃やすときの熱を、電気やお湯に利用しているごみ処理場を見学しませんか？



- と き 8月22日(木)
- ところ 南の関うから館(集合・解散)、自然と未来(株)(見学)、西武環境工場(見学)
- 定 員 45人(補助席利用の場合は50人)
- 参加費 無料
- 申込締切 7月31日(火)
- その他 お弁当、お茶は用意されます。また、一日国内旅行傷害保険に加入します。児童は保護者同伴でお願いします。

問 NPO法人くまもと温暖化対策センター ☎096-356-4840

## 食中毒に注意しましょう

5月初旬頃、県内でフグによる食中毒の疑いで入院している患者がいるとの連絡がありました。調査した結果、患者は知人からもらったフグを患者自身で調理して食べた後、呼吸困難などの症状を訴えたということです。保健所は、患者の症状がフグによる食中毒の症状と一致していること、フグの残品からテトロドトキシンが検出されたこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、フグ毒による食中毒と断定されました。

### 家庭でのフグ処理は大変危険です

- フグ毒(テトロドトキシン)は、青酸カリ数百倍の毒性を持つきわめて危険な毒です。
- フグの毒力は、一般に肝臓、卵巣、皮が強いとされますが、種類や部位によって著しく異なります。フグによって可食部位が異なるため、食べられるかどうかを素人が判断することは大変危険です。
- フグの毒は、加熱などの調理では、無(弱)毒化されることはありません。
- 県では、営業でフグを提供する場合には、条例で県知事の免許を受けた「フグ処理師」のみが、「フグ処理所」の登録を受けた場所でフグを処理できると定めています。
- 免許を持たない人がフグを処理することは大変危険です。決して素人調理を行わないでください。

厚生労働省ホームページ「自然毒のリスクプロファイル」 <http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/poison/>

問 健康危機管理課食品乳肉衛生班 ☎096-333-2247

**税だより**

**税務署でのご相談は予約を**

税務署でのご相談は、事前の予約をお願いします。国税について面談による相談を希望される場合や電話などでの回答が困難な場合には、電話などで事前に相談日時などをご予約いただいた上で、所轄の税務署で相談をお受けしています。予約のときには、名前・住所・相談内容などをお伺いします。

問 玉名税務署  
☎72・2125

**平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます**

平成31年(2019年)10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

**●軽減税率(8パーセント)の対象商品**

**1 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます)をいい、一定の一定資産を含みます。外食やケータリングなどは、軽減税率の対象には含まれません。

**2 新聞** 軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治・経済・社会・文化などに関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

**●全ての事業者**

**1 飲食料品の売り上げ・仕入れの両方がある課税事業者の人** 売り上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書などを交付する必要があります。

**2 飲食料品の売り上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の人** 仕入れ(経費)について、取引ごとの税率で区分経理を行うなどの対応が必要となります。

**3 免税事業者の人** 課税事業者と取り引きを行う場合、区分記載請求書などの交付を求められる場合があります。

問 玉名税務署  
☎72・2125

## ストップ温暖化！総ぐるみBDFキャンペーン ～天ぷら油を地域エネルギーに～

県内では、天ぷら油(家庭廃食油)の回収キャンペーンを実施します。家庭で出た廃食油を、以下の回収場所にお持ちください。回収した廃食油はBDF(バイオディーゼル燃料)となり、ディーゼル車両や発電機などで利用されることで、二酸化炭素(CO2)排出量の削減につながります。

- 期 間: 7月2日(金)～8月31日(金)
- 回 収 場 所: 役場玄関
- 回 収 時 間: 午前8時30分～午後5時
- 回収可能な油: 天ぷら油などの植物油  
※植物油 [ラードなど、鉱物油(エンジンオイルなど)]は回収できません
- 回 収 方 法: 洗って水気をきった廃ペットボトルに廃食油を入れてお持ちください。
- 特 典: キャンペーン中に天ぷら油をお持ちいただいた人には、オリジナルノベルティーをプレゼントします(数に限りがあります)。

### BDFとは？

植物油(廃食油など)を原料とした燃料。植物油の原料となる植物が成長過程でCO2を吸収するため、BDF使用によるCO2排出量はゼロカウント。軽油代替燃料として、バスやトラック、重機などで使用されています。

※町では、常時6ヵ所で回収を実施していますが、キャンペーンの特典対象は期間中に役場で受け付けされた人のみです。油をお持ちいただいたら、税務住民課環境対策係へお声かけください。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

## 第22回水生生物教室参加者募集

子どもたちと一緒に川に入り、水辺の環境に親しみながら川の性質や生息する生物を調査し、川の水環境を調査するとともに、川の環境保全や生活排水対策の意識高揚を図ることを目的として、第22回水生生物教室を開催します。

- と き 7月27日(金) 午前8時30分～正午(受付/午前8時30分～45分)
- と ころ 関川中流域(荒尾市上井手の岩本橋)
- 参加対象者 大牟田市・荒尾市・南関町の小学4年生以上  
(保護者同伴であれば低学年も受け入れます)
- 定 員 10人程度
- 募 集 期 限 7月20日(金)
- 持 参 物 水筒・帽子・タオル・濡れてもいい靴・筆記用具
- そ の 他 ・濡れてもいい服装で参加してください  
・水生生物の採集や観察に必要な道具や器具は準備します
- 主 催 関川・諏訪川流域会議

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

## リサイクルプラザつうしん

7月リサイクル体験受講者募集 クリーンパークファイブ ☎78-4433 玉名郡長洲町名石浜42-1

| 日          | 時間         | 講座名                                                                                                   | 講師名 | 募集人員 | 募集期間                        | 準備するもの                            |
|------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 19日<br>(木) | 午後1時30分～3時 | 米のとぎ汁EM発酵液作り<br> | 職員  | 10人  | 電話受付                        | ①2リットルのペットボトル<br>②エプロン<br>③手拭きタオル |
|            |            |                                                                                                       |     |      | 2日(金)午前9時～17日(金)午後3時        |                                   |
|            |            |                                                                                                       |     |      | 希望者多数の場合の抽選日<br>18日(金)午前10時 |                                   |

※受付方法 電話で受付をし、受講希望者が多い場合は抽選を行います。お気軽にお申込みください。